

岐阜県公報

号外(四) 令和二年二月二十八日

目次

規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

一

告示

建築士法第四条第四項第三号の規定に基づく指定

(建築指導課)

一三

建築士法第十五条第二号の規定に基づく指定

(同)

一四

規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に改め、「者」の下に「(次項に該当する者を除く。)」を加え、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次の各号(同条第四項第一号に該当する者及び同条第三号に該当する者のうち知事が同項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものにあつては第一号から第三号まで、同項第四号に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号)に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と別記第一号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは第三号に掲げる書類を、第十三条第一項の規定により同項第二号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により指定試験機関の定める様式による書類を指定試験機関に提出した場合は第四号に掲げる書類(これらの規定により提出した書類

に記載された内容に係るものに限る。)を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のイから八までのいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、又は修了したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 別記第一号の二様式による建築実務(法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を記載した書類(以下「登録に係る実務経歴書」という。及び別記第一号の三様式による使用者その他これに準ずる者が登録に係る実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類

第一条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により同条第三項に規定する二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第一号様式による免許申請書に、前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

第七条第二項中「よつて」を「より」に改める。

第九条の七第三項中「前項の」を「前項に規定する」に、「もつて」を「もつて」に改め、同項第一号中「指定登録機関の使用に係る電子計算機」の下に「(入出力装置を含む。以下同じ。)」を加え、「あつて」を「あつて」に改め、同項第二号中「電子計算機に備えられたファイル又は」及び「以下同じ」を削り、「もつて」を「もつて」に改める。

第九条の十中「名簿」を「建築士名簿」に改める。

第九条の十一中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第三号中「の合格者一

覧表」を「に規定する添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九条の七第三項の規定は、前項の規定による書類の交付について準用する。この場合において、同項中「指定登録機関」とあるのは「知事」と、「知事」とあるのは「指定登録機関」と読み替えるものとする。

第九条の十四中「第一条第一項及び第二項」を「第一条」に、「第一条の三」を「第一条の四」に改め、「規定」の下に「第一条第一項及び第二項並びに」を加え、「第一条第一項中」を「第一条第一項及び第二項中」「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、「同条第二項中」「免許証明写真」を「同条第三項中」「免許証明写真」に、「第九条の十一」を「第九条の十一第一項」に改める。

第十一条第一項中「その者の申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験(以下この条において「学科合格試験」という。)(に、「二回」を「四回の二級建築士試験のうち二回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「木造建築士試験」を「木造建築士試験」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))を「指定試験機関」に、「次に掲げる書類」を「次の各号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に、「のうち同条第一号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者」を「建築実務の経験を有する者として知事が認めるものを除く。)(に、「次の第一号」を「第一号」に、「第三号に掲げる書類」を「第三号、同条第三号に該当する者にあつては第二号及び第三号」に掲げる書類」に改め、同項第一号中「次の」の下に「イから八までの」を加え、同号イ中「第十五条第一号又は第二号」を「第十五条第一号」に、「当該各号」を「同号」に、「卒業」を「卒業し、又は修了」に改め、同号ロ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハ中「イ又はロ」を「法第十五条第二号に該当する者のうち、ロ」に改め、「法第十五条第三号の規定により同条第一号又は第二号」を「同条第一号」に改め、「認定するに必要な資料となるべき」を「証する」に改め、同項第二号中「法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)(を削り、「記載した書類」の下に「(以下「受験に係る実務経歴書」という。))」を加え、「当該建築実務の経験」を「別記第七号の二様式による使用者その他これに準ずる者が受験に係る実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認し

たこと」に改める。

第十三条の二第二項中「は、第十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により書面により行うこととしている同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の申請並びに前条第二項の規定により」を「における前条第二項の規定による」に改め、「以下この項及び」及び「により行うこと」としている受験申込書等」を削り、「これら」を「同項」に改め、「（出入力装置を含む。以下同じ。）と、」を「と」に改め、同条第二項中「第十一条第一項の申請については同条第二項に規定する書面により、前項の規定により行われた」を削り、「同項に規定する」を「」に改め、「それぞれ当該行為が」を削り、「これら」を「第一条第一項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項の申請及び」を削る。

第十六条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第十八条第二項中「規定に関する誓約書」を「いずれにも該当しない旨を誓約する書面」に改める。

第二十条第一項中「係る」の下に「同項に規定する」を加え、「添えて」を「添え、これを」に改める。

第二十一条第一項中「知事」を「これを知事」に改める。

第二十二条第一項第三号を次のように改める。

三 受験申込者数

第二十二条第二項中「合格者一覧表」の下に「第十三条第二項の受験申込書及び指定試験機関の定める様式による書類並びに同条第一項第一号に掲げる書類」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第九条の七第三項の規定は、第一項の報告書及び前項に規定する添付書類の提出について準用する。この場合において、同項中「指定登録機関」とあるのは「指定試験機関」と読み替えるものとする。
別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第1条関係)

二級
木造 建築士免許申請書 (第一面)

〔記入上の注意〕 数字は、算用数字を用い、※欄の記入をせず、□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、 <input type="checkbox"/> 二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。 <input type="checkbox"/> 木造 私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ (署 名) 岐阜県知事 様				
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生	写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入して 貼り付けてください。 2 貼付した写真は、免 許証に転写されます。
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所				
試験	<input type="checkbox"/> 二級 建築士試験に合格した時期 年 <input type="checkbox"/> 木造			
	合格日付	年 月 日	合格番号	第 号
登録申請 区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務 <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴により申請 する 場合のみ記入	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入学・卒業 (修了) 年月	
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
2 学歴+実務 により申請する 場合にのみ記入	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入学・卒業 (修了) 年月	
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
3 実務 により申請する 場合にのみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
4 建築設備士 により申請する 場合にのみ記入	建築設備士試験合格証書日付		建築設備士試験合格証書番号	
	年 月 日			
5 建築士法第 4条第5項によ り申請する 場合にのみ記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(第二面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある□	ない□	年	月	日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に 処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある□	ない□	年	月	日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二 級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある□	ない□	年	月	日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の 期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は 木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある□	ない□	年	月	日から
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当 たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です か。	はい□	いいえ□	年	月	日まで
※審査						
※登録 番号		※登録年月日		※受付番号		

(第三面)

岐阜県収入証紙納付書

納 入 者	住 所			
	氏 名		貼付金額	円

ここに、岐阜県収入証紙を貼ってください。

注 意

- 1 国の収入印紙と間違えないでください。
- 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第1号の2様式 (第1条関係)

実務経歴書

〔記入上の注意〕この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

数字は、算用数字を用い、※欄の記入をせず、□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、 二級 木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、あわせて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を出します。
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。
年 月 日
氏名 _____
(署 名)
岐阜県知事 様

勤務先等				
勤務先（部署名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 物件名称・用途・構造・規模・担当業務 等）			
	在職期間		建築実務の割合	建築実務経験期間
	年月～年月	年月数		年月数
年 月～ 年 月	年 月	%	年 月	
(2)	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 物件名称・用途・構造・規模・担当業務 等）			
	在職期間		建築実務の割合	建築実務経験期間
	年月～年月	年月数		年月数
年 月～ 年 月	年 月	%	年 月	
(3)	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 物件名称・用途・構造・規模・担当業務 等）			
	在職期間		建築実務の割合	建築実務経験期間
	年月～年月	年月数		年月数
年 月～ 年 月	年 月	%	年 月	
※審査				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号の3様式 (第1条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した 二級 木造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備 考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式 (第5条関係)

(表)

二級
建築士免許証再交付申請書
木造

私は、このたび免許証を汚損し、又は亡失しましたので、岐阜県建築士法施行細則第5条第1項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者住所 _____

氏 名 _____

(署 名)

記

1 氏 <small>ふりがな</small> 名		写真貼付欄 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm ※写真の裏面に氏名を記載してからのりでしっかりと貼り付けてください。
2 生 年 月 日		
3 登 録 番 号		
4 登 録 年 月 日	年 月 日	
5 汚損又は亡失の年月日	年 月 日	
6 汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)		

注意事項

- 1 免許証を汚損した場合は、当該免許証を添付すること。
- 2 免許証を紛失した場合は、当該紛失を証する書類 (注：官公署の発行する天災その他の理由により滅失したことを証明するものをいう。) 又は市町村長の発行した身分証明書を添付すること。

別記第四号様式表面を次のように改める。

第5号様式 (第6条関係)

〔二級〕
〔木造〕 建築士免許取消申請 (届出) 書

〔二級〕
〔木造〕建築士免許の取消しを、岐阜県建築士法施行細則第6条の規定により、次のとおり申請 (届出) します。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 _____

氏 名 _____

(署 名)

別記第五号様式を次のように改める。

ふりがな	
1 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 本 籍 地 の 都 道 府 県 名	都 道 府 県
4 登 録 番 号	第 号
5 登 録 年 月 日	年 月 日
6 取 消 (届 出) 理 由	1 死 亡 2 失 踪 3 建築士法第7条第2号又は第3号に該当 4 建築士法第8条の2第3号に該当 5 その他の理由()
7 届 出 人 と の 建 築 士 と の 関 係	1 相続人 2 失踪の届出義務者 3 法定代理人又は同居の親族 4 本 人

第7号様式（第13条関係）

実務経歴書

〔記入上の注意〕 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求める場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、合格の取消し又は受験の禁止の処分を受ける場合があります。

数字は、算用数字を用い、※欄の記入をせず、□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、 二級 建築士試験を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、あわせて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
 木造
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。
年 月 日
氏名 _____
(署 名)
岐阜県知事 様

勤務先等				
勤務先（部署名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 物件名称・用途・構造・規模・担当業務 等）			
	在職期間		建築実務の割合	建築実務経験期間
	年月～年月	年月数		年月数
年 月～ 年 月	年 月	%	年 月	
(2)	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 物件名称・用途・構造・規模・担当業務 等）			
	在職期間		建築実務の割合	建築実務経験期間
	年月～年月	年月数		年月数
年 月～ 年 月	年 月	%	年 月	
(3)	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 物件名称・用途・構造・規模・担当業務 等）			
	在職期間		建築実務の割合	建築実務経験期間
	年月～年月	年月数		年月数
年 月～ 年 月	年 月	%	年 月	

※審査

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第七号様式を次のように改める。

第 7 号の 2 様式 (第 1 3 条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

別記第七号様式の次に次の一様式を加える。

下記の者が申込みした 二級 木造 建築士試験受験申込書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 受験申込者氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備 考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

学校 学校教育法による大学又は高等専門学校	(い)	(3)	令和元年国土交通省告示第七百四十九号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とある)	一年	(は)		

- 附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の第一条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者について適用し、同日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者については、なお従前の例による。
3 改正後の第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者について適用し、同日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第七十四号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第四項第三号の規定に基づき、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり指定し、令和二年三月一日から適用する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一次表い欄に掲げる学校において、(3)欄に掲げる科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学校 学校教育法による高等学校又は中等教育学校			令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるものは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	二年			

防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校

注 (3)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 一次表い欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校

又は各種学校において、修業年限が(3)欄に掲げる年数以上で、(4)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(2)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校 校若しくは中等教育学校 又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	(1)	(2)	(3)	(4)
	二年	令和元年国土交通省告示第七百四十九号の第一に規定する科目	〇年	(1)
学校教育法による中学校 又は義務教育学校	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目	二年	(2)
	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	三年	(3)
	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目	二年	(4)
	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	三年	(5)
	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	四年	(6)

注 (1)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次表(1)欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(3)欄に掲げる年数以上で、(4)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(2)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校 校若しくは中等教育学校	(1)	(2)	(3)	(4)
	三年	令和元年国土交通省告示第七百四十九号の第一に規定する科目(同告示第一各号	一年	(1)

又は旧中等学校令による
中等学校

学校教育法による中学校 又は義務教育学校	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目	二年	(1)
	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	三年	(2)
学校教育法による中学校 又は義務教育学校	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目	二年	(3)
	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	三年	(4)
	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	四年	(5)

注 (1)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士
五 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

岐阜県告示第七十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第二号の規定に基づき、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり指定し、令和二年三月一日から適用する。

建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定(平成二十年岐阜県告示第六百六十二号)は、令和二年二月二十九日限り廃止する。

令和二年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 次表(1)欄に掲げる学校において、(3)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(4)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう)。

以下同じ。)の経験を有する者

(イ) 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目 令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	(イ)	(三)	(ハ)
--	--	-----	-----	-----

注 (三)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次表(イ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(三)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ロ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	(三) 一年	(ハ) 令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	(ロ) 〇年
学校教育法による中学校	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号	一年

又は義務教育学校

(イ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	(三) 一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	(ロ) 〇年
学校教育法による中学校	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	二年

注 (ハ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次表(イ)欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(三)欄に掲げる年数以上で、(ハ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(ロ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	(三) 一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	(ロ) 〇年
学校教育法による中学校	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。)	一年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	三年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	〇年
令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。)	二年

注 (ハ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士
五 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

令和二年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社